

平 戸 市 監 査 公 表 第 143-2 号

監査の結果に基づき、措置を講じた旨の報告がありましたので、地方自治法第 199 条第 12 項の規定により、措置改善事項を公表します。

令和元年 11 月 7 日

平戸市監査委員 戸 田 幾 嘉

平戸市監査委員 松 本 正 治

第 1 監査の種類

地方自治法第 199 条第 2 項及び第 4 項の規定に基づく行政監査及び定期監査

第 2 措置を講じた部局及び意思決定を行った部局

市民生活部健康ほけん課

第 3 監査の期間

令和元年 5 月 20 日（月）、21 日（火）

第 4 措置を講じた内容及び意思決定を行った内容

別紙のとおり

定期監査「指摘事項等」に係る措置状況一覧

【措置を講じた部局：健康ほけん課】

区分	内 容	措 置
指摘事項	<p>1. 契約事務について</p> <p>予定価格が、契約規則第 23 条に定める額を超える契約を随意契約で行う場合には、予定価格調書を作成することとなっているが、作成していない事例や見積書を徴していない契約、契約書に仕様書の添付がない事例が見られた。</p> <p>また、国立大学法人 長崎大学に業務委託を行っている平戸市地域医療人材育成業務は、当初契約額と実績額に 20% を超える減額があっているが、変更契約がされておらず、事業報告では完了検査調書も作成されていない。関係例規に基づき適正な事務執行に努められたい。</p>	<p>今後、契約規則第 23 条に定める額を超える随意契約の際には、関係例規を遵守し、予定価格調書を作成することとします。</p> <p>また、契約事務の際には、見積書、仕様書の添付を確認し、契約の変更が生じた場合などは、平戸市契約規則等関係例規に基づき適切な事務の執行に努めます。</p>
指導事項	<p>1. 大島診療所管理業務委託について</p> <p>本業務は、大島診療所等の取締り、到着文書等の收受、救急患者の受付等を業務内容として、個人と委託契約を行っている。一方、基準業務書では、受託者には管理人室として診療所敷地内の建物を利用し家賃を無償とするが、電気料、水道料、ガス代は別途計算する額を受託者が負担することとなっている。これは舎監のような生活のもと管理業務を行なうことに等しい。</p> <p>なお、平成 30 年度の委託料は 2,147,945 円である。委託業務の必要性と業務内容や労務形態、委託料等について精査されたい。</p>	<p>大島診療所の管理業務等については、大島村において請け負う業者がないことから、個人との委託契約を行っております。救急患者の受付業務もあり、常に診療所内での対応が必要となることから、生活と委託業務が混在している状態にあります。</p> <p>現在の契約者以外に請け負うものがあれば、業務内容の見直しを行いたいと考えています。</p> <p>現在、支所横の敷地に診療所の建替えを予定しており、完成後（令和 3 年度以降）は管理委託業務について廃止することとし、夜間の急患対応については、支所管理人及び消防署と連携し対応する予定です。</p> <p>なお、委託料については、平成 18 年に直接雇用から委託に変更したときに賃金に社会保険料、雇用保険相当額を加算した額を委託料として定めたものと考えています。</p>

意見	<p>1. 特定健診勧奨訪問事業について</p> <p>特定健診の受診率向上を目的として健康づくり推進員活動がなされているが、推進員活動を補う業務として、特定健診勧奨訪問事業が実施され、平成 29 年度は 556 件の戸別訪問がなされている。しかしながら、当事業の成果が推進員活動の実績に反映されていないので、当事業の役割について考慮されたい。</p>	<p>健診の受診勧奨のために、個別通知を実施しているが、通知よりも身近な推進員の声掛け、訪問が効果的である。しかし、行政区によっては未受診者が多く 1 人の推進員の負担が多いため、特定健診勧奨訪問職員を雇用している。訪問する対象者が健康づくり推進員と特定健診勧奨訪問職員と重ならないよう調整を行い、特定健診勧奨訪問職員が訪問した件数も実績に反映するようにいたします。</p>
	<p>2. がん健診の受診率の算定方法について</p> <p>40 歳以上を対象者とする大腸がん検診等について、旧基準での対象者は、『40 歳以上の人口－40 歳以上の就業者数＋農林水産業従事者数－要介護 4・5 認定者』となっていたが、国は平成 28 年度からは対象者を『40 歳以上の人口』とする新基準を設けている。しかしながら、平成 30 年度事業概要では、旧基準で算定しており、大腸がん受診率を例にとると、平成 28 年度は 21.2%、平成 29 年度は 19.8%となっているが、新基準ではそれぞれ 12.8%、11.9%と差異が生じる。一方、県や国には新基準に基づく報告となっており、平戸市においては 2 種類の算定値を使用していることになる。がん検診率は保健行政上極めて重要な指数であり、根拠を明確にするとともに一元化された数値で示すことが望ましく、検討されたい。</p>	<p>年度別のがん検診の受診率の変動が分かるように平戸市は旧基準を用いて算定していたが、ご指摘のとおり、国・県との比較には新基準を用いる方が望ましいので、今後は平戸市も新基準を用いて報告するようにします。</p>